

# 上山田地区金井河原田園地帯景観協定

平成12年12月 1 日

## (前文)

私たちは「上山田地区金井河原田園地帯景観協定」作成にあたり、私たちの祖先が培って来た故郷を、現在の生活環境から見直し、改めて美しい郷土の景観を守り、東に仙丈ヶ岳を仰ぎ、西に駒ヶ岳を望む、四季おりおりに美しき高遠町の裾に開ける水田地帯の景観を維持し、後世に引き継ぐ事は、私たちの責務であると考えこの協定を結びます。

## (目的)

第1条 この協定は三峰川左岸に広がる雄大な中央アルプスの景観と、高遠町の玄関口となる自然豊かな穀倉地帯の田園風景の環境保全と、その景観を維持する事を目的とします。

## (名称)

第2条 この協定は「上山田地区金井河原田園地帯景観協定」といいます。(以下協定という)

## (協定の区域)

第3条 この協定の区域は三峰川左岸の高遠町上山田金井河原地籍で別図に示す区域とします。

## (協定の取り決め)

第4条 この協定は協定区域内の土地所有者、建物所有者及び賃借人等の3分の2以上の合意により取り決めるものとします。(以下、協定を締結した者を「協定者」という。)また、以後所有権、賃借権等の移動があっても有効継続するよう協力を求めるものとします。

## (協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結後5年間とし、期間満了前までに第8条の規定に基づく処置が取られないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

## (運営委員会と委員の任期)

第6条 この協定を効果的に維持運営するために協定者全員による運営委員会を組織します。

運営委員会に委員長、副委員長各1名と委員若干名の委員により構成する役員会を置きます。なお、役員会の任期は3年とします。

(協定事項)

第7条 協定の目的を達成するために、私達は次の事項を守り美しい景観を維持し、豊かな心を育みます。

- (1) 協定区域内の景観は私達の共有財産と認め、維持し後世に引継ぐよう努めます。
- (2) 協定区域内に、建物、看板等の建造物を設置しようとする者は、田園風景の景観を配慮し、場所・形状・規模等事前に運営委員会と協議するものとします。  
ただし、屋外広告物条例第6条によるものは除きます。
- (3) 自動販売機類又は農産物等一次産品の直売所の設置については、事前に運営委員会と協議するものとし、それ以外の直売所は設置しない。
- (4) 農地を荒廃地化させないように努めます。
- (5) 農地を農業目的以外に使用する場合は、事前に使用目的・規模・構造等使用内容を運営委員会と協議します。

(協定の変更廃止)

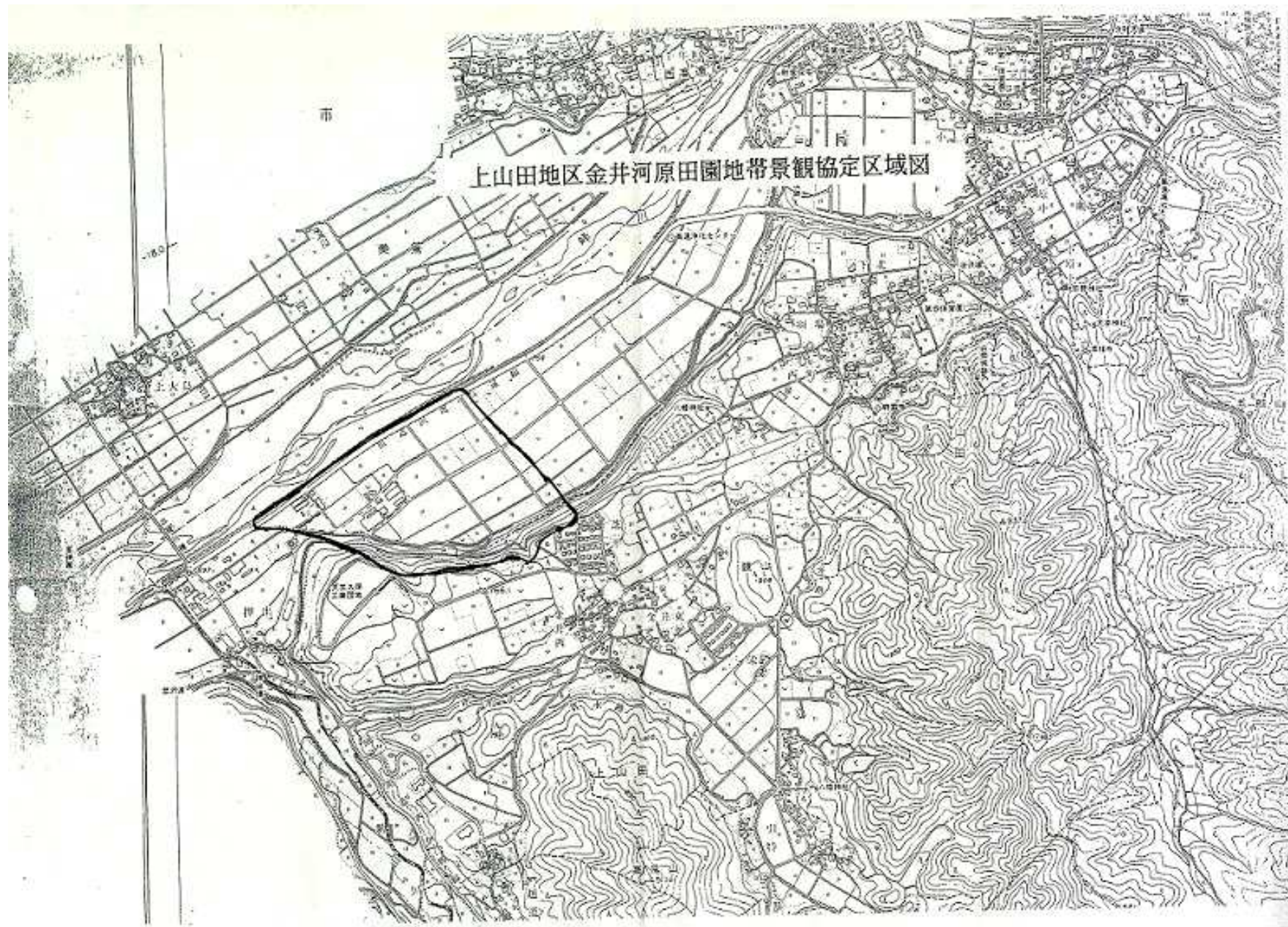
第8条 この協定の条文又は有効期間の変更もしくは廃止については、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

(運営委員会への委任)

第9条 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するための事項は運営委員会が決定します。

(附則)

この協定は平成12年12月1日より守って行きます。



上山田地区金井河原田園地帯景観協定区域図

市

上山田

金井河原